

(第三面) の追加

「主たる事務所」の他に「従たる事務所」がある場合は、同じ様式で別途作成し、「本店」の次に添付する。

項番 3 1

記載方法は (第三面) を参照する。

項番 3 2

「政令第 2 条の 2 で定める使用人」は契約締結権限を有しなければならないため、社内規則で委任されている場合は、当該規則の委任にかかる部分を添付し、その他の場合は下記のような委任状を添付する。

(参考)

「政令第 2 条の 2 で定める使用人」とは、事務所の代表者として契約締結権限を有する者で、単なる社員、従業員のことでない。

また、契約締結権限を有する使用人とは、支店における支店長または支配人に相当する者で、この権限を有する者が常時勤務することが要件となっている。

A 4
委 任 状
〇〇 〇〇 殿
貴殿に当社△△支店の宅地建物取引業に係る契約締結に関し、一切の権限を委任します。
□□□株式会社
代表取締役 ◇ ◇ ◇ ◇

チェックポイント

- ・ 正当な委任を受けた政令使用人の記載となっていないとなければならない。委任者、受任者、支店名に誤りがないかを確認する。